

事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	乳がん用マンモコイル緊急整備事業			
主管部局・課室	健康局総務課がん対策推進室			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標	1 2	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		
施策目標	1 2 - 2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること		

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

<p>乳がんは、年間約4万人が発症し、約1万人が死亡しており、女性の健康対策上、重要な課題となっている。</p> <p>このため、マンモグラフィによる検診体制確立のため、平成17年度、18年度においてマンモグラフィの緊急整備を行ったところである。</p> <p>今後は、マンモグラフィ検診により、精密検査が必要となった者への診断精度を向上させるため、当該機器を緊急的に整備することが必要である。</p>						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	乳がん死亡者数(単位：人)	9,603	9,806	10,524	10,721	集計中
2	乳がん罹患患者数(単位：人)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、人口動態統計（大臣官房統計情報部調べ）による。平成18年度については現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。 指標2は、地域がん登録全国推計値（国立がんセンターがん対策情報センター調べ）による。ただし、集計・分析に時間を要するため、数値の最新年は平成13年である。 						
指標2	平成9年の数値	32,858人				
	平成10年の数値	33,925人				
	平成11年の数値	35,183人				
	平成12年の数値	37,389人				
	平成13年の数値	40,675人				

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（がん診療連携拠点病院）
--

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規
マンモグラフィ検診により、精密検査が必要になった者への診断精度を向上させるため、乳がん用マンモコイルを整備するがん診療連携拠点病院に対して機器整備の国庫補助を行う。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	1,110

※「H20」については予算概算要求額

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	
本事業により精密検査の診断精度の向上を図ることにより、乳がんの早期発見を推進する。	
政策効果が発現する時期	一定期間経過後に、随時効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	—

4. 評価指標

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	乳がんが発見された者のうち早期がんであった者の数	精密検査の診断精度の向上により、乳がんの早期発見がより可能となる。
(調査名・資料出所、備考)		
<ul style="list-style-type: none"> 指標を平成20年度より地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)に追加する予定。(がん検診については、平成20年度より、健康増進法に基づく事業となるため、報告の名称は変更される予定。) 		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	がん診療連携拠点病院のマンモコイルの整備台数	本事業により、がん診療連携拠点病院におけるマンモコイルの整備が促進される。
(調査名・資料出所、備考)		
<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院に整備状況を確認する。(健康局がん対策推進室調べ) 		

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			
がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			
本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由)			
本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
乳がん用マンモコイルの整備 → 診断精度の高い精密検査の実施 → 乳がんの早期発見 → 乳がんの早期治療
事業の有効性
本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんによる死亡者数の減少が見込まれる。

(3) 効率性の評価

本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

- ・ 「がん対策基本法案に対する附帯決議」(平成18年6月15日参議院厚生労働委員会)の十八において、「がん検診については、最新の診断機器の効率的利用や撮影技師の技能向上等により、早期発見率を向上させる(以下略)」と定められている。
- ・ 「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議)の力の1つである「女性の健康力」の中に「女性のがんへの挑戦」が掲げられている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、「がんによる死亡者の減少」は全体目標の一つとして位置づけられており、それを達成するための分野別施策の一つとして「がんの早期発見(がん検診)」が定められている。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。